

別紙様式第11
公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【令和6年度】						
物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
脳酸素飽和度モニタ	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1－5	令和6年10月9日	株式会社アスト 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5-8-40	4,818,000 円	契約業者はメーカー特約店であり、買入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
透析情報管理システム	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1－5	令和6年10月21日	株式会社アグリス 東京都千代田区内神田1-6-6	8,090,500 円	契約業者はメーカー特約店であり、買入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
全自動遺伝子解析装置 FilmArrayTORCH	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1－5	令和6年11月6日	株式会社メディセオ 埼玉県三郷市上彦川戸852-1	3,520,000 円	早急な整備が求められた物品であるが、左記の契約相手が当院の指定する納期に対応可能な唯一の業者であることから。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
手術部門システム・病棟生体情報システム PrimeGALA	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1－5	令和6年11月11日	株式会社イノメディックス 埼玉県さいたま市中央区新中里5-22-2	71,390,000 円	契約業者はメーカー特約店であり、買入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
睡眠評価装置 Nox A1s	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1－5	令和6年12月5日	帝人ヘルスケア株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-1	1,540,000 円	予定価格が160万円を超えない財産を買入れるときに該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
フロア型冷却遠心機 S700FR	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心1－5	令和6年12月9日	株式会社栗原医療器械店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-3-3	1,284,250 円	予定価格が160万円を超えない財産を買入れるときに該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	

備考
（１）公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
（２）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
（３）随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。